

6 点数化（ポイントカード）方式

上記の条件設定でも、登校や家庭内の清潔などが長期間継続し、カウンセリングなどにより保護者の認識が変化するなど、一定の効果が表われるまで時間がかかるが、保護者は「条件は整ったのだから今すぐにでも引き取りたい」と要求し、「いつまで待つのか」と督促されることも多い。

このように、子どもの生命には危険がなく、家族へのサポートもある程度期待できるために将来的には家庭復帰が可能であるが、もうしばらく子どもを分離して落ち着いた環境を保証したり、保護者の行動改善を定着させたい場合に、以下のような点数化（ポイントカード）方式を実施したことがある。

例えば、

- ・パート就労を10点、フルタイム就労は20点
- ・2週間に1回の精神科医の面接は1回1点
- ・2週間に1回の児童相談所心理判定員の面接は1回1点
- ・その時には拒否していた精神科クリニックで行われているグループミーティングは1回1点

と点数化し、

- ・20点で月1回の面接
- ・40点で月1回の外出
- ・60点で月1回の1泊2日の外泊
- ・80点で月1回の3泊4日の外泊
- ・90点で1週間の長期外泊
- ・100点で家庭引き取り

とした。

実施はしていないが、児童相談所での親子遊びの実習や、ネグレクトの場合には、

- ・家庭内の清掃（週1回不定期に訪問して清潔が確保されていれば）1点
- ・他のきょうだいの登校1日1点または1週間連続すれば1点、

なども点数化は可能と思われる。

7 点数化の効果と限界

点数化は行動療法的な手法で、具体的な行為に対して評価するもので、保護者にも分かりやすく、現在の到達点や今後の見通しも立てやすく、継続のモチベーションも高い。またいくつか実施してみると、最初は反発がありながら仕方なく従っていた保護者も、結果的に内省的な発言が見られたり、親子遊びが上手になったりするなど、思いのほか効果があるよう

に見える面もある。

しかし、保護者の感情や認識、親子関係の改善などは評価の方法がないため直接的には点数化できず、このプログラムが有効かどうかは明言できない。また保護者は子どもを引き取るのが目的で参加しているのであり、子どもが家庭に引き取られた後にどの程度その効果が継続するかは保証はない。

実際過去に実施した事例の多くは、現在までプログラム内容が継続している例は少ないが、家族関係の改善は見られる。

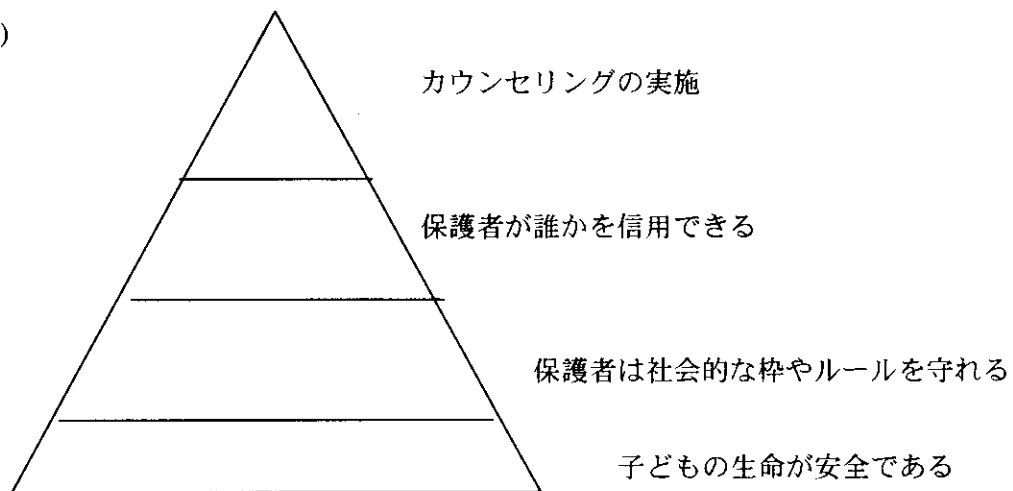
そのため、当初から家庭に復帰できる可能性が高い事例でしか実施できず、確信的に虐待行為を行っている保護者に対しては、このプログラムは無力であろう。

8 保護者カウンセリングの条件

学会等で発表される虐待する保護者へのカウンセリングや心理治療の事例は、ほとんどが病理性水準1か2であり、児童相談所が対応を期待されている病理性水準3レベルの保護者は、自ら援助を求めることはなく、社会的にも孤立しており、時には児童相談所職員に対して暴力的な行為もあり、援助が難しい。

このような保護者へのカウンセリングの実施を考える際には、(図1)のような条件が前提になるであろう。

(図1)



(1) 子どもの安全の確保

保護者がいくらカウンセリングを希望しても、また親子への心理的な援助の前提条件として、子どもの心身の安全が保証されていることが基礎である。

(2) 保護者が社会的な枠やルールを守る

時間外に押しかけて来たり、毎日長時間の電話を掛けて来るなど、社会的な常識の中で援

助の枠組みが守れない状態であれば、安定的な援助や信頼関係は作れない。

(3) 保護者が信頼できる人がいる

過去に虐待を受けてきた人は、他人と安定した関係を作ったり、人を信用することが困難である。信頼する相手は親や配偶者、友人、医師、カウンセラー、恩師など誰でも良い。できれば児童相談所職員とも信頼関係が出来れば良いが、必ずしもそれが前提ではない。

またカウンセリングをこの部分から始めることも可能であるが、治療者との間で信頼関係を作るまでに長い時間が必要なことが多く、それまで様々に振り回される可能性は高い。

つまり「子どもの心身の安全」と「保護者が社会的枠組みを守る」という面ができていなければ、カウンセリング等の心理的援助は困難であり、児童福祉司などが前面に立って、関わりの枠組み作りを行う必要がある。

9 終りに

児童虐待の取り組みが本格的に始まり、虐待されている子どもの保護については、ある程度全国の児童相談所で積極的な対応が行われるようになった。しかし虐待する保護者に対しては放置された状態が続いており、職権保護や28条承認の後、保護者からの強引な引き取り要求に苦慮している状態は続いている。

ここで述べた援助の見通しやプログラム作成には多少の知見は必要であるが、各地の児童相談所が日常的に行っていることと大差はないと考えている。ただ、虐待する保護者を分類したり、家庭引き取りの条件作りに点数化を試みたので、全国の児童相談所の参考になればと思いここで紹介した。

児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査

庄司順一・伊藤嘉余子・尾木まり・西澤 哲・奥山眞紀子・加賀美尤祥・側垣一也・
二ツ山 亮・鈴木祐子・水谷暢子・山崎知克・櫻井奈津子・米沢普子

【目的】 児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態を明らかにするために、質問紙調査を行った。

【方法】 対象は、全国の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で、施設長あてに調査票を郵送により送付し、回答を依頼した。

調査期間は平成14年1月であった。

調査票は、児童福祉施設の運営状況、入所児における被虐待児童の数、割合、入所している児童の保護者に対する指導の現状など、16項目からなっていた。調査票は各種別の施設共通とした（付録参照）。

結果の整理は、各種別ごとに集計を行った。

【結果および考察】

1 回収率

児童福祉施設計746施設に調査票を送付し、回答締め切り期限内に533施設から回答を得た（回収率71.4%）（表1）。種別ごとの内訳は、乳児院115施設（回答があったのは97施設、回収率84.3%、以下同様に記す）、児童養護施設54施設（375施設、67.7%）、情緒障害児短期治療施設19施設（16施設、84.2%）、児童自立支援施設58施設（45施設、77.6%）であった。

各種別施設の現状を把握するために、施設の設置運営主体、入所定員、入所児童数、定員充足率についても回答を得た（表2～表5）。これらは、調査票に回答した施設の状況を示している。

2 入所理由が「虐待」のケース数および入

所児童に占めるその割合

入所理由が「虐待」のケース数は各施設でかなりのちがいがみられた（表6）。0名（「虐待」を主訴として入所した児童はいない）の施設数は、乳児院では14施設（回答施設の14.4%、以下同様）、児童養護施設では12施設（3.2%）、情緒障害児短期治療施設では0施設、児童自立支援施設では17施設（37.8%）であった。

入所児童に対する「入所理由が虐待のケース」の割合（表7）は、乳児院では10～19%の施設がもっとも多く（37.7%）、次いで20～29%（23.4%）、5～9%（18.2%）、0%（13.2%）となっていた。児童養護施設では10～19%の施設がもっとも多く（27.9%）、次いで20～29%（21.4%）、30～39%（16.3%）、40～49%（10.7%）、5～9%（10.4%）の順となっていたが、入所児童の50%以上を占めている施設も34施設（9.7%）あった。0%（入所理由が「虐待」のケースはいない）の施設は3.4%であった。情緒障害児短期治療施設では被虐待児童の占める割合が高いところが多く、回答のあった14施設中9施設（64.3%）が入所児童に占める被虐待児童の割合が50%以上であった。50～59%の施設が28.6%、次いで80～89%（21.4%）で、1施設は100%となっていた。0%の施設はなかった。児童自立支援施設では、10～19%のところが多く（35.7%）、次いで5～9%（21.4%）、20～29%（14.3%）であった。0%の施設は7.1%であった。

施設種別によって、また施設によって、被虐待児童の占める割合には大きな差異が認められた。

《なお、下記において項目8および10以外は、

「虐待をする保護者」と「(入所理由が「虐待」とは限らない)入所児童の保護者」を想定した回答が混在している可能性があるので、留意されたい。》

3 入所時の面接の実施について

入所時の面接の実施の有無(表8)については、乳児院では、「保護者と子どもに対して実施」が44.3%となっているが、これは入所時の子どものような観察を含むものであろう。「保護者のみに実施」(25.8%)と合わせると、約70%で入所時面接を実施しているが、19.6%は「児童相談所が行うので施設では実施していない」ことになる。乳児院では緊急入所となる場合が少なくないこと、保護者がいないケースも少なくないことにもよろう。児童養護施設では59.2%で「保護者と子どもに対して実施」しているが、18.7%は「児童相談所が行うので施設では実施していない」ということであった。乳児院と同様の理由によると考えられる。情緒障害児短期治療施設(93.8%)、児童自立支援施設(82.2%)では「保護者と子どもに対して実施」しているが、これらの施設では保護者がいるケースが多く、また保護者の理解のもとに治療教育をすすめる必要があるからであろう。

4 入所児童の保護者に対する援助

入所している児童の保護者に対する援助について複数回答でたずねたところ(表9)、乳児院では、「保護者の行事への参加」(84.5%)、「施設で子どもと保護者との面接」(78.4%)、「施設で保護者との面接」(75.3%)、「子どもの写真の送付」(73.2%)、「保護者から職員への電話相談」(72.2%)、「職員と保護者との手紙のやりとり」(52.6%)の順であった。児童養護施設では、「施設で子どもと保護者との面接」(85.6%)、「施設で保護者との面接」(82.1%)、「保護者から職員への電話相談」(77.9%)、「保護者の行事への参加」(63.7%)の順であっ

た。情緒障害児短期治療施設では、「施設で保護者との面接」(100.0%)、「施設で子どもと保護者との面接」(93.8%)、「保護者から職員への電話相談」(87.5%)、「施設職員による家庭訪問」(87.5%)、「保護者の行事への参加」(87.5%)、「施設だよりの送付」(81.3%)、「職員と保護者との手紙のやりとり」(62.5%)の順であった。児童自立支援施設では、「施設で保護者との面接」(88.9%)、「施設職員による家庭訪問」(84.4%)、「保護者の行事への参加」(84.4%)、「施設で保護者との面接」(82.2%)、「保護者から職員への電話相談」(77.8%)、「施設だよりの送付」(57.8%)の順であった。

5 入所児童と保護者との関係調整

入所児童と保護者との関係調整について複数回答でたずねたところ(表10)、乳児院では、「施設内で保護者と子どもとの面会」(94.8%)、「保護者と子どものみで外出」(75.3%)、「親子で参加できる施設行事の実施」(68.0%)が主なものであった。児童養護施設では、「施設内で保護者と子どもとの面会」(94.4%)、「保護者と子どもとの電話による通信」(88.8%)、「保護者と子どものみで外出」(85.1%)、「長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる」(82.9%)、「週末に子どもを家庭に帰省させる」(63.5%)、「保護者と子どもの文通」(53.3%)が主なものであった。情緒障害児短期治療施設では、「週末に子どもを家庭に帰省させる」(100.0%)、「施設内で保護者と子どもとの面会」(93.8%)、「保護者と子どものみで外出」(93.8%)、「長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる」(93.8%)、「親子で参加できる施設行事の実施」(81.3%)、「保護者と子どもとの電話による通信」(75.0%)、「子どもが帰省中に職員が家庭訪問する」(68.8%)、「保護者と子どもの文通」(50.0%)が主なものであった。児童自立支援施設では、「施設内で保護者と子ども

との面会」(91.1%)、「長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる」(77.8%)、「親子で参加できる施設行事の実施」(71.1%)、「保護者と子どもの文通」(71.1%)、「保護者と子どものみで外出」(57.8%)、「保護者と子どもとの電話による通信」(57.8%)、「子どもが帰省中に職員が家庭訪問する」(51.1%)が主なものであった。

6 「保護者に対する援助マニュアル」の有無について

いずれの種別の施設も、明文化された「保護者に対する援助マニュアル」をもっているところは少なかった(表11)。すなわち、「マニュアル」が「ある」としたのは、乳児院5.2%、児童養護施設4.0%、情緒障害児短期治療施設12.5%、児童自立支援施設0.0%であった。

また、「マニュアル」が「ある」とした施設の約半数からマニュアルの送付があったが(表12)、それらをみると、面会の仕方などのルールを記述した一般的な内容であり、具体的な「援助マニュアル」というものは見いだせなかった。

「保護者に対する援助マニュアル」が「ある」場合、その作成年度は最近であるものがほとんどであった。

7 保護者に対する援助の担当者

保護者に対する援助の担当者については(表14、複数回答)、乳児院では、施設長(68.0%)、主任保育士(60.8%)、当該児童の担当職員(53.6%)であった。児童養護施設では、当該児童の担当職員(74.7%)、施設長(69.9%)、主任指導員(63.5%)であった。情緒障害児短期治療施設では、心理職(100.0%)、当該児童の担当職員(62.5%)、精神科医(50.0%)であった。児童自立支援施設では、児童自立支援専門員(82.2%)、児童生活指導員(66.7%)、当該児童の担当職員(62.2%)であった。乳児院、児童養護施設では

施設長のはたす役割が大きく、心理職などの専門職の関与が少なかったが、これはそのような専門職の配置が少ないこと、また心理職は主に児童の心理療法を担当していることによると考えられる。

8 虐待をする保護者への援助における困難
保護者への援助が困難な要因について複数回答でたずねたところ(表15)、どの種別施設においても、「保護者の精神的な障害」、「保護者の強引な引き取り要求」、「保護者に虐待の認識がないこと」、「保護者とのコミュニケーションが困難であること」が共通に指摘された。

乳児院では、「保護者の精神的な障害」(58.8%)、「保護者に虐待の認識がないこと」(50.5%)、「保護者の強引な引き取り要求」(37.1%)、「保護者とのコミュニケーションが困難であること」(23.7%)、「保護者以外に協力体制をとれる親族がいないこと」(23.7%)が指摘された。児童養護施設では、「保護者の精神的な障害」(52.3%)、「保護者に虐待の認識がないこと」(49.3%)、「保護者の強引な引き取り要求」(30.4%)、「保護者の育児放任・怠慢が著しいこと」(25.1%)、「保護者とのコミュニケーションが困難であること」(24.5%)が指摘された。情緒障害児短期治療施設では、「保護者の精神的な障害」(68.8%)、「保護者に虐待の認識がないこと」(37.5%)、「保護者が子どもの家庭復帰に消極的であること」(37.5%)、「保護者とのコミュニケーションが困難であること」(31.3%)、「保護者の強引な引き取り要求」(31.3%)、「保護者の育児放任・怠慢が著しいこと」(25.0%)が指摘された。児童自立支援施設では、「保護者に虐待の認識がないこと」(33.3%)、「保護者とのコミュニケーションが困難であること」(31.3%)、「保護者の育児放任・怠慢が著しいこと」(31.1%)、「保護者が子どもの家庭復帰に消極的であること」(28.9%)、「保護

者の精神的な障害」(26.7%)、「保護者の強引な引き取り要求」(26.7%)、「保護者による性的虐待があること」(20.0%)、「子どもが親に対して拒否的であること」(20.0%)が指摘された。

保護者の精神的な障害に関しては、これまで以上に精神医学的な関与が必要であることを示しているといえよう。虐待の認識がないことに関しては、入所にさいしての虐待の告知について検討する必要があることを示している。

9 連携をとった機関

連携をとったことがある機関について複数回答でたずねたところ(表16)、「児童相談所」、「子どもが通う学校」(乳児院を除く)、「福祉事務所」が多かった。

乳児院では、児童相談所(96.9%)、病院・医療機関(70.1%)、保健所(69.1%)、福祉事務所(59.8%)、保育所(49.5%)の順であった。病院・医療機関、保健所との連携が乳児院の特徴といえよう。児童養護施設では、児童相談所(98.9%)、学校(66.9%)、福祉事務所(57.6%)、病院・医療機関(48.8%)の順であった。情緒障害児短期治療施設では、児童相談所(93.8%)、学校(87.5%)、病院・医療機関(62.5%)、福祉事務所(56.3%)、保健所(56.3%)、他の児童福祉施設(50.0%)の順であった。児童自立支援施設では、児童相談所(93.3%)、学校(66.7%)、福祉事務所(51.1%)の順であり、次いで民生・児童委員(40.0%)があげられていた。

うまく連携をとれない機関としては(表17)、無回答(NA)が多いことに留意しなければならないが、「児童相談所」、「民生・児童委員」、「病院・医療機関」などが指摘された。情緒障害児短期治療施設を除き、他の施設では「児童相談所」との連携がとりにくいことが約10%で指摘されている。児童相談所は虐待対応の要であることを考えれば、児童相談所と施設との連

携のあり方について検討する必要がある。

10 家族の再統合に至ったケースの有無

虐待をする保護者への援助を実施した結果、家族の再統合(子どもの家庭復帰)に至ったケースがあった施設の割合は(表18)、乳児院では34.0%、児童養護施設では28.5%、情緒障害児短期治療施設では43.8%、児童自立支援施設では26.7%となっていた。これは、各施設のケース数ではなく、そのようなケースを経験したことがある施設の割合である。約1/3の施設で、虐待をする保護者に援助を行い、その結果、家族の再統合に至ったケースを経験したことがあるということになる。虐待を受け、施設に入所したケースでは、子どもの家庭復帰は容易ではないことを示しているといえよう。

11 自立支援計画について

乳児院を除き、ほとんどの施設で自立支援計画を策定している(表29)。乳児院では「自立」ということばがなじみにくいものと思われる。しかし、自立支援計画という名称を使うか否かは別にしても、乳児院においてもケースの長期的な見通しをもつことは必要である。

自立支援計画で重要なのはその内容であり、子どもの家庭復帰に関しては、約85%(乳児院を除く)の施設で記載している(表30)。

【まとめ】

1 調査方法について

今回の調査は、被虐待児童の保護者に対する施設での対応の実態に関するものであったが、乳児院、児童養護施設のみならず、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設をも含めた、児童の入所施設をカバーするものであった。調査方法は郵送法による質問紙調査であったが、回収率は70%を超えていた。

また、本調査を補うものとしてヒアリング調査を実施したので、それと合わせて検討してい

ただきたい。さらに、本調査は入所型の児童福祉施設を対象としたものであるが、虐待への対応において要となるのが児童相談所である。本研究では児童相談所についても調査を行い、別に報告してある。

ただ、上記「結果と考察」において、「8 虐待をする保護者への援助における困難」と「10 家族の再統合に至ったケースの有無」のほかは、「虐待をする保護者」と「入所児童の保護者」を想定した回答が混在している可能性があり、その点では、結果の解釈に留意してほしい。

2 被虐待児童の保護者に対する援助の困難性と担当職員について

被虐待児童の保護者への援助を展開する際、困難を感じるケースとして「保護者が精神的な障害をもっている」ケースが、児童自立支援施設を除く3施設で第1位となっていた。したがって、入所児童の保護者への援助方法を開発するにあたって、保護者の精神障害の理解、アセスメント、さらには心理療法的な関わりが重要な課題といえる。

今回の調査で、保護者に対する援助は、情緒障害児短期治療施設以外では、主に「施設長」「当該児童の担当職員」が担当していることが多かった。また、児童自立支援施設で上位2つを占めた「児童自立支援専門員」と「児童生活支援員」は、それぞれ「児童指導員」と「保育士」と読み替えることができよう。つまり、精神的な障害や治療的アプローチに関する知識や経験に乏しい職員が、保護者への援助を担当しているという現状にある。他方、情緒障害児短期治療施設では、「心理職」(100.0%)、「精神科医」(50.0%)といった、精神的な障害に関する専門職員が保護者への援助にあたっている。また、情緒障害児短期治療施設では保護者への対応のメニューが豊富で、実施頻度も高い。

保護者が抱える精神的な問題への適切なアセスメントや治療的関わりが実施されなければ、虐待をする保護者への対応は困難といえよう。乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設においても、心理職や精神科医の配置が求められる。

3 保護者への援助の実施とその効果について

入所児童の保護者に対する援助を「実施していない」と回答した施設は1施設(0.2%)、入所児童と保護者との関係調整を「実施していない」と回答した施設は2施設(0.4%)であった。つまり、ほぼすべての施設において、保護者への援助や親子関係調整を何らかの形で実施していることが明らかとなった。

しかし、その一方で、「保護者への援助の結果、家族の再統合(子どもの家庭復帰)に至ったケース」の有無に関しては、「あった」とした施設は29.8%にすぎなかった。現状の保護者への援助方法では、円満な家庭復帰を促進したり、家族関係を再構築したりすることは困難であることがうかがえる。施設職員に「入所児童のケアだけでなく、保護者にも積極的に関わっていこう」とする意識やモチベーションを高めていくためにも、より効果的な援助方法の確立が望まれる。今後、情緒障害児短期治療施設をはじめとする、保護者への援助を実践し、家庭復帰促進などの効果をあげている施設における実践事例をとおして、効果的な保護者への援助方法について、検証していく必要がある。

(表1) 回収率

	送付総数(%)	回収数(%)
総数	746(100.0)	533(71.4)
乳児院	115(100.0)	97(84.3)
児童養護施設	554(100.0)	375(67.7)
情緒障害児短期治療施設	19(100.0)	16(84.2)
児童自立支援施設	58(100.0)	45(77.6)

(表2) 施設の設置運営主体

	総数	公立	民間
総数	533(100.0)	113(21.2)	420(78.8)
乳児院	97(100.0)	16(16.5)	81(83.5)
児童養護施設	375(100.0)	43(11.5)	332(88.5)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	11(68.8)	5(31.3)
児童自立支援施設	45(100.0)	43(95.6)	2(4.4)

(表3) 入所定員

	総数	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～
総数	533(100.0)	14(2.6)	110(20.6)	192(36.0)	113(21.2)	65(12.2)	21(3.9)	9(1.7)	9(1.7)
乳児院	97(100.0)	14(14.4)	52(53.6)	23(23.7)	5(5.2)	3(3.1)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
児童養護施設	375(100.0)	0(0.0)	49(13.1)	147(39.2)	94(25.1)	50(13.3)	19(5.1)	8(2.1)	8(2.1)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	0(0.0)	6(37.5)	10(62.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
児童自立支援施設	45(100.0)	0(0.0)	3(6.7)	12(26.7)	14(31.1)	12(26.7)	2(4.4)	1(2.2)	1(2.2)

(表4) 入所児童数

	総数	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～	N.A.
総数	533(100.0)	61(11.4)	149(28.0)	177(33.2)	88(16.5)	37(6.9)	11(2.1)	1(0.2)	7(1.3)	2(0.4)
乳児院	97(100.0)	39(40.2)	40(41.2)	13(13.4)	3(3.1)	1(1.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(1.0)
児童養護施設	375(100.0)	4(1.1)	86(22.9)	150(40.0)	83(22.1)	33(8.8)	10(2.7)	1(0.3)	7(1.9)	1(0.3)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	1(6.3)	7(43.8)	8(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
児童自立支援施設	45(100.0)	17(37.8)	16(35.6)	6(13.3)	2(4.4)	3(6.7)	1(2.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)

(表5) 定員充足率

	総数	50%未満	50%～	80%～	90%～	100%	101%～	N.A.
総数	533(100.0)	40(7.5)	81(15.2)	70(13.1)	192(36.0)	119(22.3)	28(5.3)	3(0.6)
乳児院	97(100.0)	6(6.2)	21(21.6)	15(15.5)	27(27.8)	18(18.6)	8(8.2)	2(2.1)
児童養護施設	375(100.0)	6(1.6)	44(11.7)	48(12.8)	157(41.9)	100(26.7)	19(5.1)	1(0.3)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	2(12.5)	3(18.8)	3(18.8)	6(37.5)	1(6.3)	1(6.3)	0(0.0)
児童自立支援施設	45(100.0)	26(57.8)	13(28.9)	4(8.9)	2(4.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)

(表6) 入所理由が「虐待」のケース(件数)

	総数	1名	2名	3名	4名	5名～	7名～	10名～	15名～	20名～	25名～	30名～	40名～	0名	N.A.
総数	533	23	35	31	19	62	48	75	59	34	26	31	11	43	36
	100.0	4.3	6.6	5.8	3.6	11.6	9.0	14.1	11.1	6.4	4.9	5.8	2.1	8.1	6.8
乳児院	97	14	13	16	8	8	10	5	1	1	1	0	0	14	6
	100.0	14.4	13.4	16.5	8.2	8.2	10.3	5.2	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	14.4	6.2
児童養護施設	375	5	15	13	9	47	35	67	55	30	22	28	11	12	26
	100.0	1.3	4.0	3.5	2.4	12.5	9.3	17.9	14.7	8.0	5.9	7.5	2.9	3.2	6.9
情緒障害児 短期治療施設	16	0	1	0	0	0	1	3	2	3	2	2	0	0	2
	100.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	18.8	12.5	18.8	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5
児童自立支援施設	45	4	6	2	2	7	2	0	1	0	1	1	0	17	2
	100.0	8.9	13.3	4.4	4.4	15.6	4.4	0.0	2.2	0.0	2.2	2.2	0.0	37.8	4.4

(表7) 入所児童に占める入所理由が「虐待」のケースの割合

	総数	5%未満	5%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%～	60%～	70%～	80%～	100%	0%
総数	497	23	51	133	96	66	39	17	18	5	4	2	43
	100.0	4.6	10.3	26.8	19.3	13.3	7.8	3.4	3.6	1.0	0.8	0.4	8.7
乳児院	91	6	14	29	18	8	2	0	0	0	0	0	14
	100.0	6.6	15.4	31.9	19.8	8.8	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4
児童養護施設	349	11	35	94	72	55	36	12	16	4	1	1	12
	100.0	3.2	10.0	26.9	20.6	15.8	10.3	3.4	4.6	1.1	0.3	0.3	3.4
情緒障害児 短期治療施設	14	0	1	0	2	1	1	4	1	0	3	1	0
	100.0	0.0	7.1	0.0	14.3	7.1	7.1	28.6	7.1	0.0	21.4	7.1	0.0
児童自立支援施設	43	6	1	10	4	2	0	1	1	1	0	0	17
	100.0	14.0	2.3	23.3	9.3	4.7	0.0	2.3	2.3	2.3	0.0	0.0	39.5

(表8) 入所時面接の実施

	総数	保護者と子ども双方を対象に実施している	保護者のみに実施している	子どものみに実施している	児童相談所が行うので施設では実施していない	その他	NA
総数	533(100.0)	317(59.5)	33(6.2)	33(6.2)	91(17.1)	47(8.8)	12(2.3)
乳児院	97(100.0)	43(44.3)	25(25.8)	0(0.0)	19(19.6)	8(8.2)	2(2.1)
児童養護施設	375(100.0)	222(59.2)	7(1.9)	31(8.3)	70(18.7)	38(10.1)	7(1.9)
情緒障害児 短期治療施設	16(100.0)	15(93.8)	1(6.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
児童自立支援施設	45(100.0)	37(82.2)	0(0.0)	2(4.4)	2(4.4)	1(2.2)	3(6.7)

(表9) 入所児童の保護者に対する援助 (MA)

	総数	施設で職員と保護者の面接	施設で職員と子どもとの面接	保護者が職員への電話相談	職員と保護者との手紙やりとり	施設職員による家庭訪問	保護者の施設行事への参加	施設だよりの送付	子どもの写真送付	その他	施設としてはないが援助が必要ない	何もしてない	NA
総数	533	434	452	411	263	247	373	192	228	83	39	1	6
	100.0	81.4	84.8	77.1	49.3	46.3	70.0	36.0	42.8	15.6	7.3	0.2	1.1
乳児院	97	73	76	70	51	23	82	31	71	18	6	0	2
	100.0	75.3	78.4	72.2	52.6	23.7	84.5	32.0	73.2	18.6	6.2	0.0	2.1
児童養護施設	375	308	321	292	181	172	239	122	149	54	32	1	1
	100.0	82.1	85.6	77.9	48.3	45.9	63.7	32.5	39.7	14.4	8.5	0.3	0.3
情緒障害児 短期治療施設	16	16	15	14	10	14	14	13	3	4	1	0	0
	100.0	100.0	93.8	87.5	62.5	87.5	87.5	81.3	18.8	25.0	6.3	0.0	0.0
児童自立 支援施設	45	37	40	35	21	38	38	26	5	7	0	0	3
	100.0	82.2	88.9	77.8	46.7	84.4	84.4	57.8	11.1	15.6	0.0	0.0	6.7

(表10) 入所児童と保護者との関係調整 (MA)

	総数	施設内で保護者と子どもの面会	保護者と子どもの外出に職員同行	保護者と子どもの外出	週末に子どもを家に帰させる	長期休暇に子どもを家庭に帰省	子どもが帰省中に職員が家庭訪問	親子で参加できる施設行事の実施	保護者と子どもの電話による通信	保護者と子どもの文通	その他	何もしていない	NA
総数	533	502	72	433	316	407	167	277	383	240	79	2	6
	100.0	94.2	13.5	81.2	59.3	76.4	31.3	52.0	71.9	45.0	14.8	0.4	1.1
乳児院	97	92	18	73	47	46	15	66	12	0	20	0	2
	100.0	94.8	18.6	75.3	48.5	47.4	15.5	68.0	12.4	0.0	20.6	0.0	2.1
児童養護施設	375	354	42	319	238	311	118	166	333	200	48	2	1
	100.0	94.4	11.2	85.1	63.5	82.9	31.5	44.3	88.8	53.3	12.8	0.5	0.3
情緒障害児短期治療施設	16	15	8	15	16	15	11	13	12	8	1	0	0
	100.0	93.8	50.0	93.8	100.0	93.8	68.8	81.3	75.0	50.0	6.3	0.0	0.0
児童自立支援施設	45	41	4	26	15	35	23	32	26	32	10	0	3
	100.0	91.1	8.9	57.8	33.3	77.8	51.1	71.1	57.8	71.1	22.2	0.0	6.7

(表11) 「保護者に対する援助マニュアル」の有無

	総数	あり	なし	NA
総数	533(100.0)	22(4.1)	491(92.1)	20(3.8)
乳児院	97(100.0)	5(5.2)	86(88.7)	6(6.2)
児童養護施設	375(100.0)	15(4.0)	350(93.3)	10(2.7)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	2(12.5)	14(87.5)	0(0.0)
児童自立支援施設	45(100.0)	0(0.0)	41(91.1)	4(8.9)

(表12) マニュアル添付の有無

	総数	あり	なし
総数	22(100.0)	11(50.0)	11(50.0)
乳児院	5(100.0)	2(40.0)	3(60.0)
児童養護施設	15(100.0)	8(53.3)	7(46.7)
情緒障害児短期治療施設	2(100.0)	1(50.0)	1(50.0)
児童自立支援施設	0(100.0)	0(0.0)	0(0.0)

(表13) 「保護者に対する援助マニュアル」作成年度

	総数	昭和35年	昭和45年	平成6年	平成7年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	NA
総数	22	1	1	1	2	4	5	3	2	3
	100.0	4.5	4.5	4.5	9.1	18.2	22.7	13.6	9.1	13.6
乳児院	5	0	0	0	1	1	2	1	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0
児童養護施設	15	1	1	1	0	3	2	2	2	3
	100.0	6.7	6.7	6.7	0.0	20.0	13.3	13.3	13.3	20.0
情緒障害児短期治療施設	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0

(表14) 保護者に対する援助の担当者 (MA)

	総数	施設長	副施設長	主任指導員	主任保育士	小児科医	看護婦	精神科医	当該児童の担当職員	心理職	保護者対応専門の職員	児童自立支援専門員	児童生活支援員	ケースによって対応が違う	その他	援助は行っていない	NA
総数	533	343	88	252	215	13	45	24	370	55	43	39	34	114	51	6	8
	100.0	64.4	16.5	47.3	40.3	2.4	8.4	4.5	69.4	10.3	8.1	7.3	6.4	21.4	9.6	1.1	1.5
乳児院	97	66	11	9	59	6	35	0	52	4	32	0	1	17	17	1	2
	100.0	68.0	11.3	9.3	60.8	6.2	36.1	0.0	53.6	4.1	33.0	0.0	1.0	17.5	17.5	1.0	2.1
児童養護施設	375	262	68	238	154	6	8	15	280	34	11	2	3	90	27	5	3
	100.0	69.9	18.1	63.5	41.1	1.6	2.1	4.0	74.7	9.1	2.9	0.5	0.8	24.0	7.2	1.3	0.8
情緒障害児 短期治療施設	16	3	2	3	1	1	1	8	10	16	0	0	0	2	3	0	0
	100.0	18.8	12.5	18.8	6.3	6.3	6.3	50.0	62.5	100.0	0.0	0.0	0.0	12.5	18.8	0.0	0.0
児童自立 支援施設	45	12	7	2	1	0	1	1	28	1	0	37	30	5	4	0	3
	100.0	26.7	15.6	4.4	2.2	0.0	2.2	2.2	62.2	2.2	0.0	82.2	66.7	11.1	8.9	0.0	6.7

(表 15) 保護者への援助における困難 (MA)

	総数	保護者が精神的な障害(疑いがある)	保護者が子どもの強引な引き取りを要求	保護者が子どもの家庭復帰に消極的	保護者の育児不安が強い	保護者による子どもへの暴力	保護者による施設(職員)への暴力	保護者が知的な障害	保護者の育児放任・怠慢が著しい	保護者の経済状況が苦しい	保護者以外に協力体制をとれる親族がいない	住居が不衛生な状況にある	保護者とのコミュニケーションが困難	保護者に虐待の認識がない
総数	533	276	167	75	27	69	24	60	129	31	86	9	134	255
	100.0	51.8	31.3	14.1	5.1	12.9	4.5	11.3	24.2	5.8	16.1	1.7	25.1	47.8
乳児院	97	57	36	6	9	11	6	12	17	5	23	0	23	49
	100.0	58.8	37.1	6.2	9.3	11.3	6.2	12.4	17.5	5.2	23.7	0.0	23.7	50.5
児童養護施設	375	196	114	50	17	49	16	45	94	26	55	9	92	185
	100.0	52.3	30.4	13.3	4.5	13.1	4.3	12.0	25.1	6.9	14.7	2.4	24.5	49.3
情緒障害児短期治療施設	16	11	5	6	0	2	2	0	4	0	3	0	5	6
	100.0	68.8	31.3	37.5	0.0	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0	18.8	0.0	31.3	37.5
児童自立支援施設	45	12	12	13	1	7	0	3	14	0	5	0	14	15
	100.0	26.7	26.7	28.9	2.2	15.6	0.0	6.7	31.1	0.0	11.1	0.0	31.1	33.3
								保護者が育児に関する知識に乏しい	保護者による性的虐待	子どもが親に対して拒否的	他機関との連携が困難	その他	わからない	NA
総数								30	73	67	9	16	0	12
								5.6	13.7	12.6	1.7	3.0	0.0	2.3
乳児院								12	4	8	0	1	0	2
								12.4	4.1	8.2	0.0	1.0	0.0	2.1
児童養護施設								16	59	49	9	14	0	6
								4.3	15.7	13.1	2.4	3.7	0.0	1.6
情緒障害児短期治療施設								0	1	1	0	0	0	0
								0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0
児童自立支援施設								2	9	9	0	1	0	4
								4.4	20.0	20.0	0.0	2.2	0.0	8.9

(表 16) 連携をとったことがある機関 (MA)

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所	警察	病院・医療機関	保育所	幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生児童委員	その他	連携をとったことがない	NA
総数	533	522	306	295	193	157	274	115	77	111	51	26	183	39	1	7
	100.0	97.9	57.4	55.3	36.2	29.5	51.4	21.6	14.4	20.8	9.6	4.9	34.3	7.3	0.2	1.3
乳児院	97	94	58	0	67	27	68	48	4	28	7	6	28	12	0	2
	100.0	96.9	59.8	0.0	69.1	27.8	70.1	49.5	4.1	28.9	7.2	6.2	28.9	12.4	0.0	2.1
児童養護施設	375	371	216	251	112	107	183	63	71	65	36	18	130	19	1	2
	100.0	98.9	57.6	66.9	29.9	28.5	48.8	16.8	18.9	17.3	9.6	4.8	34.7	5.1	0.3	0.5
情緒障害児短期治療施設	16	15	9	14	9	7	10	3	2	8	5	2	7	5	0	0
	100.0	93.8	56.3	87.5	56.3	43.8	62.5	18.8	12.5	50.0	31.3	12.5	43.8	31.3	0.0	0.0
児童自立支援施設	45	42	23	30	5	16	13	1	0	10	3	0	18	3	0	3
	100.0	93.3	51.1	66.7	11.1	35.6	28.9	2.2	0.0	22.2	6.7	0.0	40.0	6.7	0.0	6.7

(表 17) 上手く連携がとれない機関 (MA)

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所	警察	病院・医療機関	保育所	幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生児童委員	その他	連携をとったことがない	NA
総数	533	66	31	17	16	34	43	5	2	9	26	9	51	77	12	269
	100.0	12.4	5.8	3.2	3.0	6.4	8.1	0.9	0.4	1.7	4.9	1.7	9.6	14.4	2.3	50.5
乳児院	97	11	6	1	3	5	12	2	0	2	5	0	6	8	3	56
	100.0	11.3	6.2	1.0	3.1	5.2	12.4	2.1	0.0	2.1	5.2	0.0	6.2	8.2	3.1	57.7
児童養護施設	375	51	24	13	13	25	27	3	2	6	21	9	45	56	9	176
	100.0	13.6	6.4	3.5	3.5	6.7	7.2	0.8	0.5	1.6	5.6	2.4	12.0	14.9	2.4	46.9
情緒障害児短期治療施設	16	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	12
	100.0	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	75.0
児童自立支援施設	45	4	1	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	11	0	25
	100.0	8.9	2.2	4.4	0.0	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.4	0.0	55.6

(表 18) 虐待をする保護者への援助を実施した結果、家族の再統合、子どもの家庭復帰に至ったケース

	総数	あった	なかった	NA
総数	533(100.0)	159(29.8)	328(61.5)	46(8.6)
乳児院	97(100.0)	33(34.0)	55(56.7)	9(9.3)
児童養護施設	375(100.0)	107(28.5)	244(65.1)	24(6.4)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	7(43.8)	7(43.8)	2(12.5)
児童自立支援施設	45(100.0)	12(26.7)	22(48.9)	11(24.4)

(表19) 施設退所ケース

	総数	4件未満	5件以上	10件以上	15件以上	20件以上	25件以上	30件以上	50件以上	0件	N.A.
総数	507	95	106	75	54	29	12	16	10	37	73
	100.0	18.7	20.9	14.8	10.7	5.7	2.4	3.2	2.0	7.3	14.4
乳児院	89	17	8	3	19	9	3	5	7	4	14
	100.0	19.1	9.0	3.4	21.3	10.1	3.4	5.6	7.9	4.5	15.7
児童養護施設	357	73	90	63	27	11	7	6	0	30	50
	100.0	20.4	25.2	17.6	7.6	3.1	2.0	1.7	0.0	8.4	14.0
情緒障害児 短期治療施設	16	0	5	3	1	2	1	0	0	1	3
	100.0	0.0	31.3	18.8	6.3	12.5	6.3	0.0	0.0	6.3	18.8
児童自立支援施設	45	5	3	6	7	7	1	5	3	2	6
	100.0	11.1	6.7	13.3	15.6	15.6	2.2	11.1	6.7	4.4	13.3

(表20) 家庭復帰ケース

	総数	4件未満	5件以上	10件以上	15件以上	20件以上	25件以上	30件以上	50件以上	0件	N.A.
総数	507	149	105	65	28	9	4	11	3	21	112
	100.0	29.4	20.7	12.8	5.5	1.8	0.8	2.2	0.6	4.1	22.1
乳児院	89	21	11	21	4	1	3	4	3	4	17
	100.0	23.6	12.4	23.6	4.5	1.1	3.4	4.5	3.4	4.5	19.1
児童養護施設	357	118	80	36	17	5	0	3	0	16	82
	100.0	33.1	22.4	10.1	4.8	1.4	0.0	0.8	0.0	4.5	23.0
情緒障害児 短期治療施設	16	3	4	2	3	0	0	0	0	0	4
	100.0	18.8	25.0	12.5	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
児童自立支援施設	45	7	10	6	4	3	1	4	0	1	9
	100.0	15.6	22.2	13.3	8.9	6.7	2.2	8.9	0.0	2.2	20.0

(表21) 家庭復帰ケースが施設退所ケースに占める割合

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	100%	0%	N.A.
総数	395	5	16	25	27	53	59	53	40	11	84	21	1
	100.0	1.3	4.1	6.3	6.8	13.4	14.9	13.4	10.1	2.8	21.3	5.3	0.3
乳児院	72	0	3	4	6	17	11	9	7	0	11	4	0
	100.0	0.0	4.2	5.6	8.3	23.6	15.3	12.5	9.7	0.0	15.3	5.6	0.0
児童養護施設	275	4	11	17	16	32	38	36	27	8	69	16	1
	100.0	1.5	4.0	6.2	5.8	11.6	13.8	13.1	9.8	2.9	25.1	5.8	0.4
情緒障害児 短期治療施設	12	0	1	0	3	0	4	2	2	0	0	0	0
	100.0	0.0	8.3	0.0	25.0	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
児童自立 支援施設	36	1	1	4	2	4	6	6	4	3	4	1	0
	100.0	2.8	2.8	11.1	5.6	11.1	16.7	16.7	11.1	8.3	11.1	2.8	0.0

(表 22) 家族による強引な家庭引き取りケース数

	総数	1件	2件	3件	4件	5件～	10件～	0件	NA.
総数	374	69	46	15	5	11	2	86	140
	100.0	18.4	12.3	4.0	1.3	2.9	0.5	23.0	37.4
乳児院	68	12	11	2	1	0	0	19	23
	100.0	17.6	16.2	2.9	1.5	0.0	0.0	27.9	33.8
児童養護施設	259	48	32	11	4	6	2	54	102
	100.0	18.5	12.4	4.2	1.5	2.3	0.8	20.8	39.4
情緒障害児 短期治療施設	12	0	1	0	0	0	0	7	4
	100.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	58.3	33.3
児童自立支援施設	35	9	2	2	0	5	0	6	11
	100.0	25.7	5.7	5.7	0.0	14.3	0.0	17.1	31.4

(表 23) 家族による強引な家庭引き取りケースが家庭復帰に占める割合

	総数	10%未満	10%～	20%～	30%～	40%～	50%～	60%～	70%～	80%～	100%	0%	NA.
総数	231	17	36	31	18	8	15	6	1	1	0	86	12
	100.0	7.4	15.6	13.4	7.8	3.5	6.5	2.6	0.4	0.4	0.0	37.2	5.2
乳児院	43	4	9	1	4	0	2	1	0	0	0	19	3
	100.0	9.3	20.9	2.3	9.3	0.0	4.7	2.3	0.0	0.0	0.0	44.2	7.0
児童養護施設	156	8	20	25	14	8	13	4	1	1	0	54	8
	100.0	5.1	12.8	16.0	9.0	5.1	8.3	2.6	0.6	0.6	0.0	34.6	5.1
情緒障害児 短期治療施設	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
	100.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	0.0
児童自立支援施設	24	5	6	5	0	0	0	1	0	0	0	6	1
	100.0	20.8	25.0	20.8	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	25.0	4.2

(表 24) 円満な家庭復帰ケース数

	総数	1件	2件	3件	4件	5件～	10件～	15件～	20件～	25件～	0件	NA.
総数	374	60	45	36	31	71	40	21	3	7	23	37
	100.0	16.0	12.0	9.6	8.3	19.0	10.7	5.6	0.8	1.9	6.1	9.9
乳児院	68	10	9	2	5	13	12	2	1	4	5	5
	100.0	14.7	13.2	2.9	7.4	19.1	17.6	2.9	1.5	5.9	7.4	7.4
児童養護施設	259	46	34	31	19	50	22	11	0	0	17	29
	100.0	17.8	13.1	12.0	7.3	19.3	8.5	4.2	0.0	0.0	6.6	11.2
情緒障害児 短期治療施設	12	0	0	1	4	3	1	2	0	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	8.3	33.3	25.0	8.3	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3
児童自立支援施設	35	4	2	2	3	5	5	6	2	3	1	2
	100.0	11.4	5.7	5.7	8.6	14.3	14.3	17.1	5.7	8.6	2.9	5.7

(表 25) 円満な家庭復帰ケースが家庭復帰に占める割合

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	100%	0%	N.A.
総数	337	3	14	7	10	12	35	28	25	32	17	23	131
	100.0	0.9	4.2	2.1	3.0	3.6	10.4	8.3	7.4	9.5	5.0	6.8	38.9
乳児院	63	1	5	0	3	1	4	5	2	6	2	5	29
	100.0	1.6	7.9	0.0	4.8	1.6	6.3	7.9	3.2	9.5	3.2	7.9	46.0
児童養護施設	230	1	8	7	6	11	28	22	18	16	9	17	87
	100.0	0.4	3.5	3.0	2.6	4.8	12.2	9.6	7.8	7.0	3.9	7.4	37.8
情緒障害児 短期治療施設	11	0	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	5
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	0.0	36.4	0.0	0.0	45.5
児童自立支援施設	33	1	1	0	1	0	2	0	5	6	6	1	10
	100.0	3.0	3.0	0.0	3.0	0.0	6.1	0.0	15.2	18.2	18.2	3.0	30.3

(表 26) その他 ケース数分布

	総数	1件	2件	3件	4件	5件~	10件~	15件~	20件~	25件~	0件	N.A.
総数	374	61	31	14	12	32	3	0	5	2	46	168
	100.0	16.3	8.3	3.7	3.2	8.6	0.8	0.0	1.3	0.5	12.3	44.9
乳児院	68	5	5	1	1	5	3	0	1	2	10	35
	100.0	7.4	7.4	1.5	1.5	7.4	4.4	0.0	1.5	2.9	14.7	51.5
児童養護施設	259	47	22	11	11	21	0	0	3	0	29	115
	100.0	18.1	8.5	4.2	4.2	8.1	0.0	0.0	1.2	0.0	11.2	44.4
情緒障害児 短期治療施設	12	1	2	1	0	3	0	0	0	0	4	1
	100.0	8.3	16.7	8.3	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	8.3
児童自立支援施設	35	8	2	1	0	3	0	0	1	0	3	17
	100.0	22.9	5.7	2.9	0.0	8.6	0.0	0.0	2.9	0.0	8.6	48.6

(表 27) その他ケースが家庭復帰に占める割合

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	100%	0%	N.A.
総数	206	10	19	31	16	9	15	6	3	9	4	46	38
	100.0	4.9	9.2	15.0	7.8	4.4	7.3	2.9	1.5	4.4	1.9	22.3	18.4
乳児院	33	1	5	4	1	2	2	1	1	3	1	10	2
	100.0	3.0	15.2	12.1	3.0	6.1	6.1	3.0	3.0	9.1	3.0	30.3	6.1
児童養護施設	144	6	12	24	15	6	11	3	2	6	3	29	27
	100.0	4.2	8.3	16.7	10.4	4.2	7.6	2.1	1.4	4.2	2.1	20.1	18.8
情緒障害児 短期治療施設	11	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4	4
	100.0	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4	36.4
児童自立支援施設	18	3	1	2	0	0	2	2	0	0	0	3	5
	100.0	16.7	5.6	11.1	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	16.7	27.8

(表 28) 事例記入の有無

	総数	あり	なし
総数	533(100.0)	157(29.5)	376(70.5)
乳児院	97(100.0)	40(41.2)	57(58.8)
児童養護施設	375(100.0)	100(26.7)	275(73.3)
情緒障害児短期治療施設	16(100.0)	7(43.8)	9(56.3)
児童自立支援施設	45(100.0)	10(22.2)	35(77.8)

(表 29) 自立支援計画

	総数	入所児童全員について作成している	入所児童のおよ半数について作成している	入所児童の一部について作成している	まったく作成していない	N.A.
総数	533	453	8	25	36	11
	100.0	85.0	1.5	4.7	6.8	2.1
乳児院	97	48	2	12	28	7
	100.0	49.5	2.1	12.4	28.9	7.2
児童養護施設	375	349	6	12	5	3
	100.0	93.1	1.6	3.2	1.3	0.8
情緒障害児短期治療施設	16	16	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童自立支援施設	45	40	0	1	3	1
	100.0	88.9	0.0	2.2	6.7	2.2

(表 30) 自立支援計画の内容 (MA)

	総数	子どもの発達課題に関する内容	子どもの家庭復帰に関する内容	子どもの施設生活に関する内容	子どもの学力に関する内容	子どもの対人関係に関する内容	その他	N.A.
総数	486	445	399	422	334	348	66	4
	100.0	91.6	82.1	86.8	68.7	71.6	13.6	0.8
乳児院	62	54	40	36	0	15	5	1
	100.0	87.1	64.5	58.1	0.0	24.2	8.1	1.6
児童養護施設	367	346	310	334	293	287	52	2
	100.0	94.3	84.5	91.0	79.8	78.2	14.2	0.5
情緒障害児短期治療施設	16	15	14	15	13	15	2	1
	100.0	93.8	87.5	93.8	81.3	93.8	12.5	6.3
児童自立支援施設	41	30	35	37	28	31	7	0
	100.0	73.2	85.4	90.2	68.3	75.6	17.1	0.0

児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査

この調査は、厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（主任研究者 庄司順一））として、児童福祉施設における、被虐待児童の保護者に対する援助の実態と課題を明らかにし、有効な援助方法を開発するためのものです。

ご多忙の折、まことに恐縮ですが、本調査研究の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、調査の解析は、コンピュータを使用してすべて統計的に処理されますので、回答者個人、施設名等が特定されたり、個人データが外部に漏れることは一切ありません。調査結果につきましても、プライバシーに十分配慮し、個人名、施設名は一切公表いたしません。調査結果につきましては、後日施設宛に郵送させていただきます。

調査についてご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡下さい。

<連絡先>

〒106-8580 東京都港区南麻布 5-6-8 日本子ども家庭総合研究所

子ども家庭福祉研究部 庄司順一/伊藤嘉余子

電話 03-3473-8349

FAX 03-3473-8408

E-mail shoji@aiiku.or.jp

◇ご記入にあたっての注意事項◇

1. 回答は、それぞれの指示に従い、該当する選択肢の番号に○をお付け下さい。数字を記入する欄には、該当する数字をご記入下さい。
2. 「その他」等の自由記述の部分は、お手数ですが具体的にご記入下さい。
3. お忙しいところ恐縮ですが、ご記入済みの調査票は、平成14年2月15日（金）までに、同封しました返信用の封筒にてご返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。

貴施設のことについてお聞きします。

問1. 貴施設の施設名、所在地についてご記入下さい。

施設名（ ） 所在地（ ） 都道府県

問2. 貴施設の施設種別について、あてはまるものに○をつけて下さい。（1つに○）

1. 乳児院 2. 児童養護施設 3. 情緒障害児短期治療施設 4. 児童自立支援施設

問3. 貴施設の設置主体をお答え下さい。

1. 公立 2. 民間

問4. 貴施設の入所児童数についてご記入下さい。

入所定員（ ）名

入所児童数（ ）名（平成14年1月現在）

うち、主たる入所理由が「虐待」のケース（ ）名（平成14年1月現在）

虐待をする保護者への援助についてお聞きします。

問5. 貴施設では、施設職員による入所時面接を実施していますか。(1つに○)

1. 保護者と子ども双方を対象に実施している
2. 保護者のみに実施している
3. 子どものみに実施している
4. 児童相談所が行うので施設では実施していない
5. その他 ()

問6. 貴施設では、入所児童の保護者に対する援助をどのように行っていますか。実施しているものすべてに○をつけて下さい。

1. 施設で職員(施設長含む)と保護者との面接
2. 施設で職員と子どもと保護者との面接(面会)
3. 保護者から職員への電話相談
4. 職員と保護者との手紙のやりとり
5. 施設職員による家庭訪問
6. 保護者の施設行事への参加
7. 施設だよりの送付
8. 子どもの写真の送付
9. その他 ()
10. 施設としては何もしないが、援助が必要な保護者については児童相談所に依頼する
11. 何もしていない

問7. 貴施設では、入所児童と保護者との関係調整をどのように行っていますか。実施しているものすべてに○をつけて下さい。

1. 施設内での保護者と子どもとの面会
2. 保護者と子どもとの外出に職員が同行する
3. 保護者と子どものみで外出
4. 週末に子どもを家庭に帰省させる
5. 長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる
6. 子どもが帰省中に職員が家庭訪問する
7. 親子で参加できる施設行事の実施
8. 保護者と子どもとの電話による通信
9. 保護者と子どもとの文通
10. その他 ()
11. 何もしていない

問8. 貴施設には、入所児童の保護者に対する援助マニュアルが、明文化された形にありますか。(1つに○)

1. ある → **貴施設の「保護者に対する援助マニュアル」(の写し)を添付して下さい。**
2. ない (問9.へお進み下さい)

問8-1. 貴施設で、最初に「保護者に対する援助マニュアル」を作成したのはいつですか。

()年頃

問9. 貴施設では、保護者に対する援助は主に誰が担当することになっていきますか。(すべてに○)

1. 施設長
2. 副施設長
3. 主任指導員
4. 主任保育士
5. 小児科医
6. 看護婦
7. 精神科医
8. 当該児童の担当職員
9. 心理職
10. 保護者対応専門の職員(職種名;(例:ケースワーカー等))
11. 児童自立支援専門員
12. 児童生活支援員
13. ケースによって対応が違う
14. その他 ()
15. 援助は行っていない